

大村（7）3号建物他自動火災報知設備受信機取替

管財	管繕主任

件名	大村（7）3号建物他自動火災報知設備受信機取替					
図面名称	表紙					
図面番号	1 / 6			作成年月日	7. 9. 24	
業務隊長	管理科長	管繕班長	科付専門官	施設管理	工事企画	作成者
						防衛技官 北平 慧介
大村駐屯地業務隊 管理科管繕班						

仕 様 書

- 1 件 名 大村（7） 3号建物他自動火災報知設備受信機取替
- 2 場 所 長崎県大村市西乾馬場町416
- 3 概 要
- (1) 自動火災報知設備受信機の取替
既存自動火災報知設備受信機型式等

設置建物	受信機名称	製造者	型 式	検定型式番号	数量
3号建物	P型1級受信機	ニッタソノ	1PM2-10Y5	受第16～2号	1
108号建物	P型1級受信機	ニッタソノ	1PF2-10WS5	受第2～18～1号	1
116号建物	P型1級受信機	ニッタソノ	1PN1-5L	受第18～1号	1
126号建物	P型2級受信機	ニッタソノ	2PK0	受第9～103号	1

4 一般事項

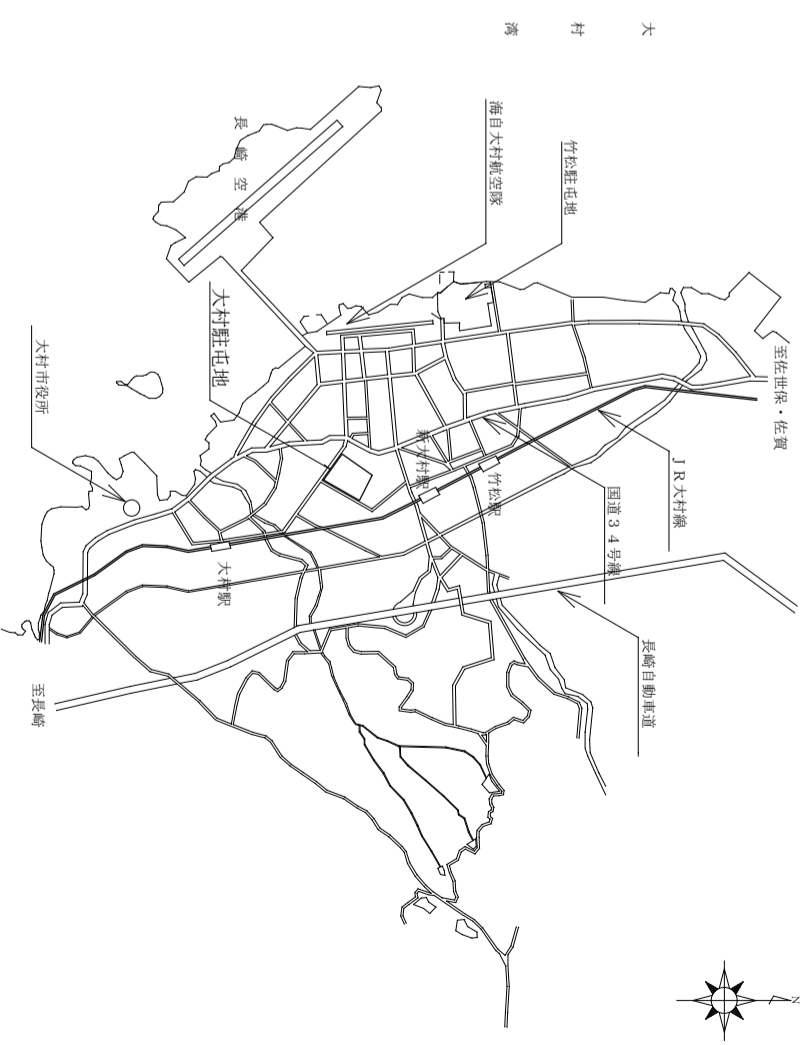
- (1) 本仕様書は、陸上自衛隊大村駐屯地で実施される「大村（7） 3号建物他自動火災報知設備受信機取替」に適用する。
- (2) 本仕様書に記載なき事項及び用語の定義については、以下によるものとする。

【国土交通省大臣官房官庁営繕部監修】

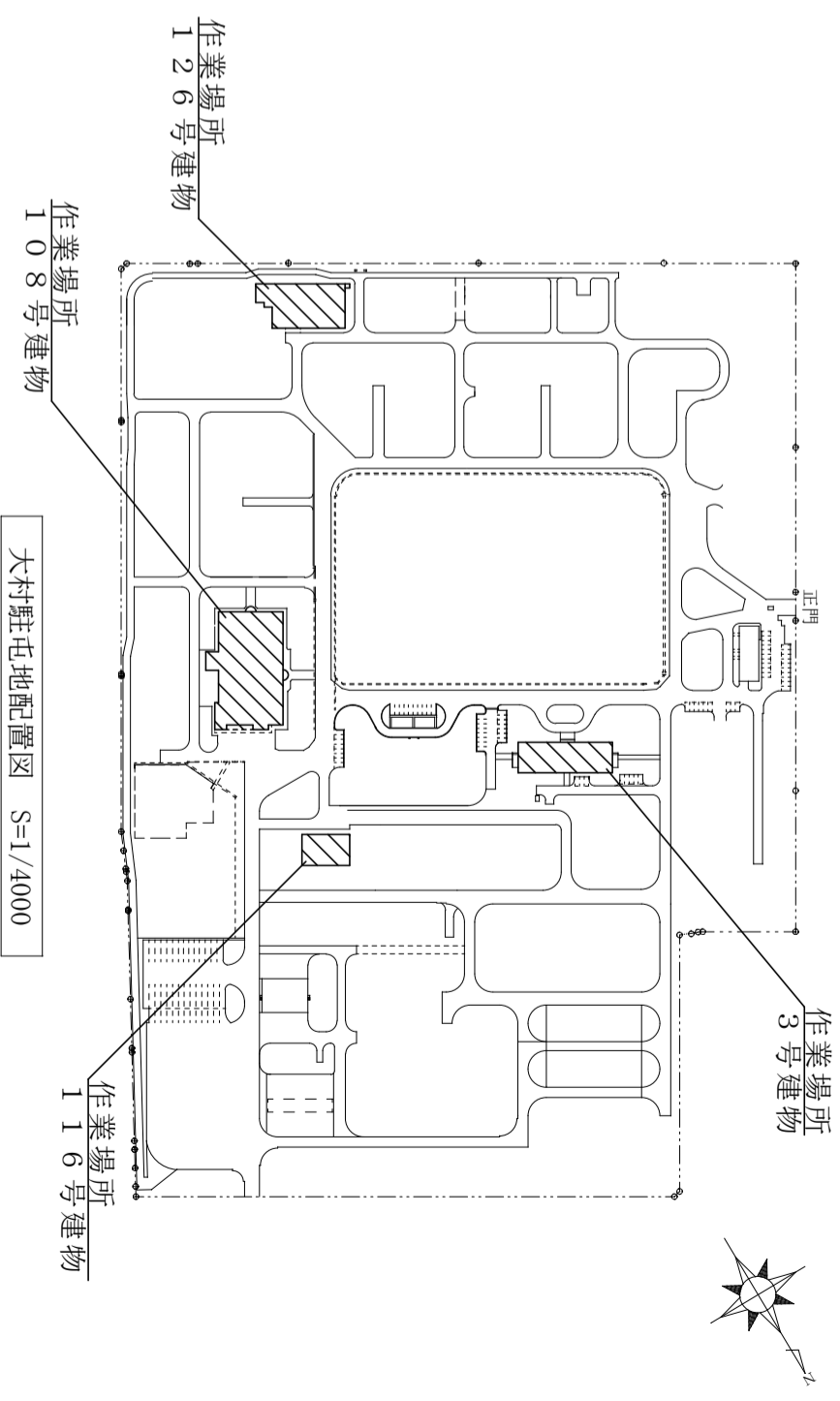
- 公共建築（改修）工事標準仕様書（電気設備工事編） 最新版
- (3) 本作業の実施にあたり、仕様書と図面あるいは現地において、疑義、相違及び不明な点が生じた場合は、監督官と協議し、その指示に従うものとする。
- (4) 請負者は作業にあたり、諸法規を遵守するとともに、その運営及び適用は請負者の負担と責任において実施する。
- (5) 写真は、作業前、完了後、各工程毎を撮影し、写真帳（A4）に整理して提出する。
- (6) 作業場所及び指定された場所以外の無断立ち入り及び写真撮影は禁止する。
- (7) 請負者は、関係法令に従って現場の管理に当たらせ、関係者の監督及び火災・盗難等の災害防止に十分な注意を払わせるとともに、現場においては常に整理整頓を行う。
- (8) 本作業で使用する材料はすべて新品とし、監督官の検査を受けた合格品のみ使用すること。
- (9) 本作業において電気及び水道を使用する場合は、請負業者側で準備すること。自衛隊の電気及び水道を使用する場合は、監督官に連絡の上、各種メーカーを取付け、その使用料金を徴収する。
- (10) 本作業により発生した発生材（金属屑）は、駐屯地指定の発生材調書と共に監督官に引継ぎ、指示する場所を集積するものとする。また、金属屑以外の発生材は請負業者の負担において駐屯地外へ搬出し、適正に処分するものとする。

5 特記事項

- (1) 取り替える機器は、既存同等品又はそれ以上のものとし、既存の感知器等と互換性を確認して選定すること。
- (2) 作業終了後に動作試験を行い、正常に機能することを確認し、試験結果報告書を提出するものとする。
- (3) 所轄消防署への報告等の手続きについては、請負者のもと実施すること。また、消防による検査の際は、立会うものとする。

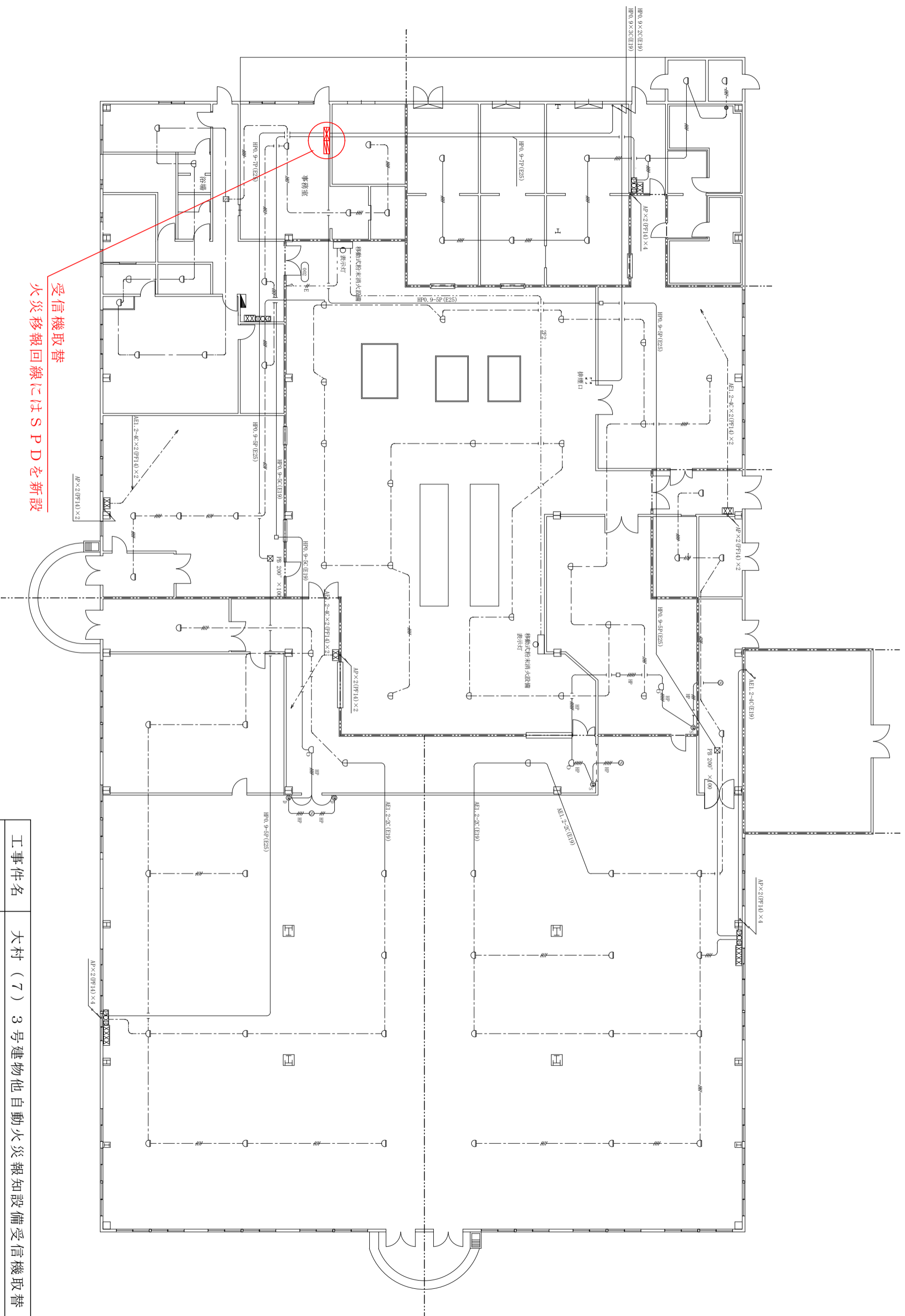


大村駐屯地案内図 S=None



大村駐屯地配置図 S=1/4000

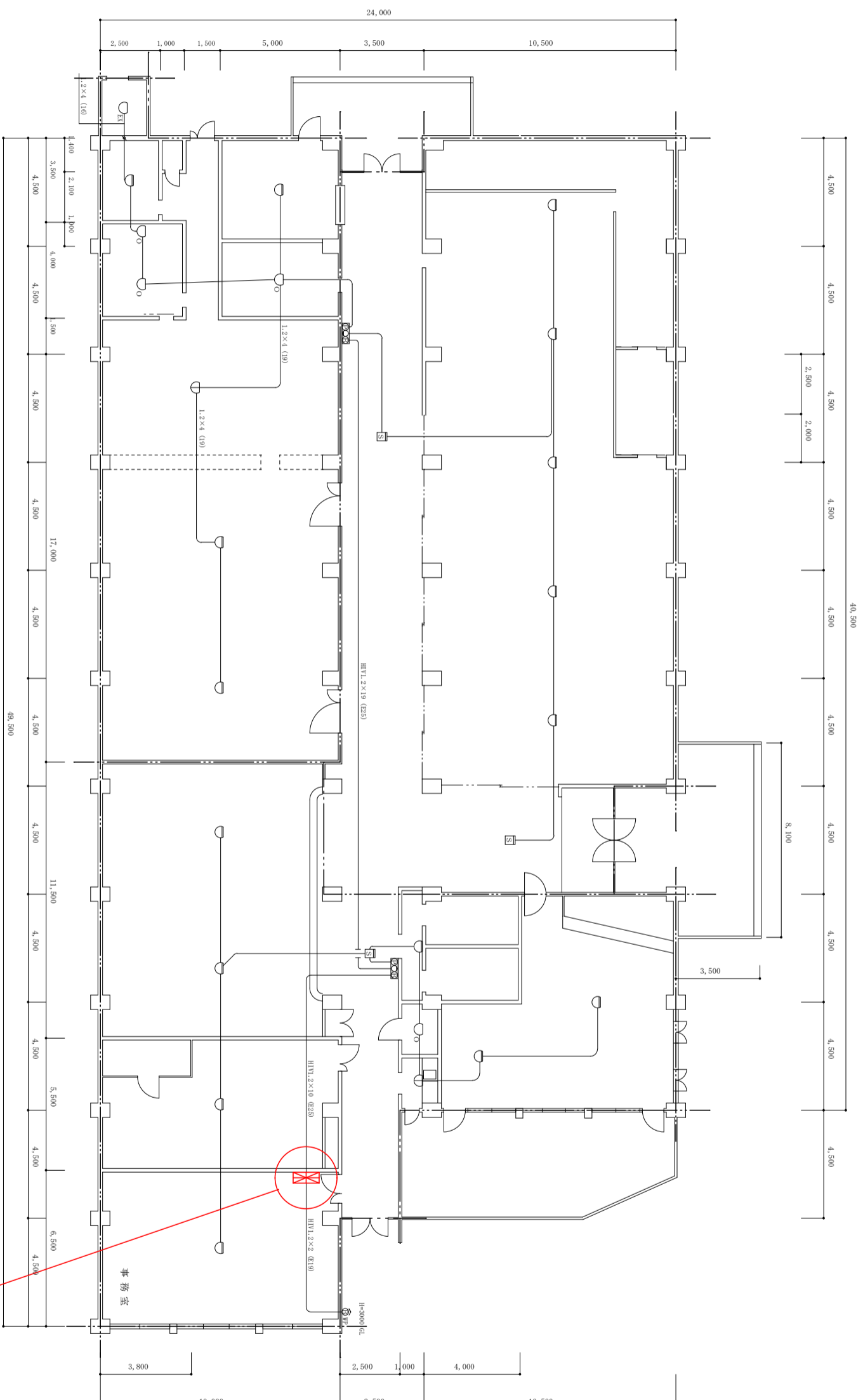
工事件名	大村（7） 3号建物他自動火災報知設備受信機取替				
図面名称	仕様書・案内図・配置図				
縮 尺	図示	作成年月日	7. 9. 24	図面番号	2 / 6
大村駐屯地業務隊 管理科営繕班					



受信機取替
火災移報回線にはSPDを新設

108号建物 自火報設備平面図 S=1/200

工事件名	大村（7）3号建物他自動火災報知設備受信機取替			
図面名称	108号建物 自火報設備平面図			
縮尺	図示	作成年月日	7. 9. 24	図面番号
				4 / 6
大村駐屯地業務隊 管理科営繕班				



126号建物 自火報設備平面図 S=1/200

受信機取替
 火災移報回線にはSPDを新設

工事件名	大村（7）3号建物他自動火災報知設備受信機取替				
図面名称	126号建物 自火報設備平面図				
縮尺	図示	作成年月日	7. 9. 24	図面番号	6 / 6
大村駐屯地業務隊 管理科営繕班					